

鹿屋市地域特用林産物生産促進型施設条例施行規則を廃止する規則

鹿屋市地域特用林産物生産促進型施設条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第163号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。